

苫小牧工業高等専門学校安全衛生管理規程

規則第58号

制 定 平成17年10月13日

一部改正 平成19年4月1日

一部改正 平成28年2月26日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員の安全衛生については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（以下「安衛規則」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(校長)

第2条 校長は、本校教職員の安全及び衛生管理に関する業務を統括管理する。

(衛生管理者)

第3条 本校に、安衛規則第5条の定めるところにより、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法令に定める必要な資格を有する教職員のうちから校長が選任する。

(安全管理者)

第4条 本校に、安衛規則第6条に定める安全管理者を置く。

2 安全管理者は、総務課財務担当課長補佐をもって充てる。

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第5条 本校に、安衛規則第7条に定める衛生管理担当者及び安全管理担当者を置く。

2 衛生管理担当者は、総務課総務担当課長補佐、又は人事係長をもって充てる。

3 安全管理担当者は、総務課施設管理係長をもって充てる。

(産業医)

第6条 本校に、安衛規則第8条の定めるところにより、産業医を置く。

2 産業医は、法令に定める資格を有する医師である者から校長が選任する。

(作業主任者)

第7条 本校に、安衛規則第9条に定める作業主任者を置くことができる。

2 作業主任者に関する必要な事項は別に定める。

(衛生管理者等の選任及び解除)

第8条 校長は、第3条から前条に定める衛生管理者等の選任及び解除を行う。

2 前項の選任及び解除は、文書をもって行うものとする。

(火元責任者)

第9条 本校に、安衛規則第11条の定めるところにより、火元責任者を置き、本校防災規程第5条に定める防火管理者をもって充てる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本校教職員の安全及び衛生管理に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月13日から施行する。
- 2 苫小牧工業高等専門学校健康管理細則（昭和52年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。